

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポルタケ谷九〇四 電話(03)3377-4649 FAX(03)3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

「個人責任論」で安全は守れない 5
「移動介護費」制限は違法の判決 11
「ホームページ」鈴木敬治さんのエッセイと詩 12

■巻頭言

人の弱さを強さに変える労働組合の「存在」
「ブレッド&ローズ」を見て

おかざき 2

「不当労働行為を座視できない」

大山 三郎 5

——第一回公判始まる 酒井前支部長が意見陳述をおこなう——

季節労働者の現状

大山 三郎 9

「個人責任論」で安全は守れない

大山 三郎 11

——鉄道事故から「安全」を考える(下)——

労災病院を高次脳機能障害センターに

大山 三郎 12

——第四三回三池大災害抗議集会——

「ぼくは重度障がい者、でも心は自由」と原告の鈴木さん

鈴木 敬治 14

——「移動介護費」制限は違法の判決——

こんな足だけどころに行つてみたいのさ

鈴木 敬治 14

——ホームページ「鈴木敬治さんのエッセイと詩」より——

読者からのおたより

読者からのおたより 14

旬刊 社会通信

NO. 987

二〇〇六年二月二日号

二〇〇六年二月二日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

人の弱さを強さに変える労働組合の「存在」

ブレット&ローズを見て

不当解雇撤回、健康保険適用、有給休暇を認めよという当然の基本権を求めてようやく動き始めた仲間たちのなかに裏切り者がでる。その裏切り者は、主人公マヤの姉ローサである。マヤたち家族のために仕送りをし、マヤの就職に際しても尽力してくれた姉である。裏切りを問いつめ責めるマヤに、ローサは吐き出すように、仕送り、家族の生計、マヤの仕事獲得のためにも体を売ってきたのだという。誰にも言えず、娘からさえ私の父親は誰なのかと問われながら、我が身をののしって生きてきた生活を告げるローサ。姉の犠牲を知らず、姉の犠牲の上に成り立っていた「正義」と直面するマヤ。姉妹の激しく悲しい口論はこの映画の圧巻といえるシーンだ。打ちのめされ、それでも、だからこそ人間でありたい、誇りある労働者でありたいと、互いに理解し確信する転換点となる場面である。

私は、かつて職場の労働組合で人の生きてきた道が時に弱さになり強さになると教えられたことを、思い出した。職場で問題に直面する時、団結の必要とは逆に小さな「裏切り」はつきまとう。一回の方針提起で「意義なし」とまとまるくらい嘘くさく心配なことはない。嫌だ、怖い、損をする、保障はあるのか、活動家からみれば弱くて後ろ向き発言だが、現実にはそれが当たり前意見。何度も話し合っているうちに、言いなりに働くことで職を得てきたものどれほど嫌な思いをしたのか、職場で生き残るために犠牲にした家族のことなどが話される。頭で考える「理屈」だけで、組合は労働者は（かくあるべき）と説教する役員、活動家を信用できるかと突いてくる。そう、映画でマヤがオルグのサムに「あなたにはどんなリスクがあるのか」と問うていたように。

休暇も取らず誰よりも早く当局の提案を受け入れ仕事をこなしていた一人の先輩女性、昇級昇格の不平等を疑問も持たず放置してきた労働組合を信用するより仕事で認められて昇格に望みをつなごうとしていた。戦争で働き手を失った家族、老親の生活すべてが自分の肩にかかっていたからだった。やがて不平等な昇級昇格の是正に本腰で取り組みが始まった時、先輩女性たちが若手に率先して闘った。子育て期を同仕事と家庭を両立させるか育児時間の期間延長を求めたときは、当初、家庭の問題を職場に持ち込むなど発言していた人たちが、熱のある子どもを宿直室に寝かせて働いたなど自分の子育ての時期を語りだしてから、「同じ苦労を後からの人も味わえとは言えない」と強力な応援団になってくれたこともあった。

それも今にしてみれば「のどか」であろうか。誰かを落とさなければ自分の働く場所がないとしたら、裏切りも脱落も当然の選択であろう。それへの非難もまた当然である。しかし、裏切りと非難だけでは労働者の団結は生まれにくい。弱さが強さに変わるためのステップが必要なのだ。ローサが吐き出した生きるための過酷な事実をマヤが受けとめ「私たちは人間だ、人間として生きるのだ」と抱いた共感である。大争議

を闘い抜いた多くの人々もこうした共感を持ち、働くものの尊厳を懸けてきたに違いない。

ブレッド&ローズ、「パンだけではなくバラをも要求する」というスローガンを私たちはよみがえらせた。格差が広がり追い落とし競争が激しい現在、労働組合の存在はバラをも要求する思想にあることを示したいではないか。 (おかざき)

「不当労働行為を座視できない」

―第一回公判始まる 酒井前支部長が意見陳述をおこなう―

九月二二日午後一時一五分、傍聴の支援者で埋まった神戸地裁二一六号法廷で「郵政公社の不当労働行為を正す会」の第一回目となる公判が開かれました。

一二時半ごろから支援者が続々と神戸地裁前に集まり、裁判所側から若干の注意を受けながらも四五名分の傍聴券割り振りの最中、大きな拍手に包まれて原告酒井さんが裁判所内へと入りました。

酒井氏の陳述 当局側弁護士（代理人含む）五名の前で書面確認の後、酒井さんが意見陳述を行ない、本裁判に關に至った決意を述べました。意見陳述の要点は―

① 増え続けるゆうメイト（非常勤職員）という日々雇用労働者の激増を放置して労働組合の強化はありえない。

② 同じ職場で働く仲間として、ともに闘っていく方針は必然として当局との対立を作り（解雇を柱とする労働条件）。

③ この運動の組み立てが郵政公社として気に入らないのか、民営化を前に現役の支部長である私を、ほとんど知り合いのいない大阪西局へ強制配転した（現実として運動方針が違う）。

④ J P U 阪神東支部の弱体化を狙った配転である。

⑤ これほど明らかな不当労働行為を見逃ごしては労働組合の死滅を意味する。

そして、仲間とともに強制配転に異義を訴える決意をしたという内容を裁判官の前で読み上げました。読み上げると同時に大きな拍手が起こり、ようやく一年経って裁判が始まったと実感したところでした。

不当労働行為が裁判の争点 阪神間の郵便局（尼崎市・伊丹市・川西市・猪名川町・宝塚市の一部）で組織する J P U 阪神東支部（日本郵政公社労働組合 旧全逓信労働組合）前支部長である酒井さんは、尼崎地区労の議長であり、また武庫川ユニオンの組合員です。 J P U 阪神東支部、尼崎地区労、武庫川ユニオンでそれぞれ組合役職を担い、各組織の中心で運動を展開してきた酒井さんを郵政公社は昨年九月、県外である大阪西局へ「人事交流」の名のもと配置転換を行いました。組合役員や活動家の配置転換は、職場組合活動への弱体化の手段として一〇年以上も前から行われてきました。

今回、酒井さんがその的にされたわけですが、本来 J P U が現職支部長の強制配転

は「不当労働行為」であると方針化していれば全く問題はありません。しかしJPUの基本方針は「経営をはさんだ労使関係」とし「労使はパートナー」とまで公言しています。そのような中、闘い方を事務局で議論し、JPUが「不当」と言わないならば尼崎地区労・武庫川ユニオンが「不当」を正すまでと決定し、地域労働者や常識あるJPU組合員と一緒に裁判闘争を決意したところです。

この闘争は損害賠償訴訟です。尼崎地区労・武庫川ユニオンが地区労議長であり、またユニオン組合員の酒井さんを大阪西局へ配置転換することによって両組織ともに組織運営や組織活動に大きな損害を受けることとなったので、その損害に対し賠償を行なうべきと訴えました。

報告集会に九六人参加 公判は予定されていた三〇分で終了し、その後会場を移して報告集会が開かれました。郵便労働者のもとより地域の労働者、合わせて九八名全員が会場内に入り、立ち見が出たほど人が集まりました。

この裁判を支える大阪労働弁護団の在間弁護士、森弁護士から「郵政公社の反論は、人事交流一般の問題にする意図が見られるが、われわれの求めている争点はあくまで不当労働行為である」と裁判の意義が説明されました。この後、大阪の郵便局の労働者、地域の労働者、郵便局のOBからこの闘いを広げ、労働運動の再生を目指して進むもうという発言が続き、裁判闘争と労働運動の再生をつなげながら進んでいくことを誓い報告集会を終わりました。（郵政職場の不当労働行為を正す会）

季節労働者の現状

「季節労働者」とは、一二月半ばから翌年三月頃までの三ヶ月間は失業し、春の工事開始から雇用される労働者で、昭和五年の三〇万人をピークに現在では一三万五千人に減っている。年収も一〇〇〜二〇〇万円で年齢も四五歳以上が六〇%を超えている。

昭和四九年、失業保険から雇用保険に変わり、給付日数も九〇日から五〇日に変わった。この間、季節労働者の冬期間生活補充のために冬期雇用援護制度で助成給付金を受けてきた。政府・厚生労働省は長期不況による雇用保険財政悪化を理由に「制度は平成一八年度限り」とする方針を打ち出した。これに対し、北海道としては季節労働は現時点で解消される見込みがないことから「対策協議会」を設置し、事業主を経由した訓練助成金などを国に要請したが、援護制度の根幹である雇用保険短期特例一時金について、「季節労働は予定された失業であり、雇用保険制度になじまない」との理由で廃止しようとしている。

本来は通年雇用されるべきものであるが、寒冷地における季節労働と零細な企業の事情を考えると難しいのが現実。実情を無視し一方的に政策を変更するのは、弱者切り捨てにほかならない。これまで低賃金で雇用不安定な労働者を国も企業も依存してきたのにここきて切り捨てることは許されない。

「個人責任論」で安全は守れない

―鉄道事故から「安全」を考える(下)―

乗務手当はどうか

乗務キ口が増えても手当は増えない仕組み

厳しい労働条件であればあるほど手当を期待することは働く者のささやかな気持ち。しかし、搾取の鉄則は貫かれている。

会社は、乗務員手当においても制度「改正」を行い、いくら乗務距離を伸ばしても、長時間乗務させても定額で押さえられるようにした。

昨年の乗務手当「改正」までは、乗務距離・乗務時間が延びれば延びたなりに乗務手当が増えるような計算となっていた。従って、一応働けば働いただけの手当が付いた。しかし、制度「改正」で、まず組み分けがされた。A乗務手当Ⅱ三二〇〇円(列車長Ⅱ車掌長も兼ねた運転士)・C乗務手当一九〇〇円(主任運転士)・D乗務手当Ⅱ二七〇〇円(運転士)となった。そして、この額が一日の固定乗務手当となったことから、いくら乗務距離・乗務時間を増やしても乗務手当を増やさなくてすむこととなった。一ヶ月運転士行路を乗務した場合、約三〜四万減額となる。「働かせ損」という言葉が聞かれるようになった。

乗務手当は二〇〇五年に改悪された。その結果、行路の例で前回までの制度では「五八二五円六六銭」・現在の制度では「二七〇〇円」となる。

社員運用合理化がもたらすもの 将棋の駒化された労働者

昨年、社員運用の見直しがなされた。社員運用の内容は、簡単に言えば、「就職時は駅業務↓その後車掌に自動昇格↓その後運転士に自動昇格↓その後駅に赴任(指導者として)」の運用をおこなうものとなっている。

会社の説明は、「現行、当社では駅、車掌、運転士の業務は相互密接に関連しており、相互の業務理解が一層の安全・安定輸送の確保、サービスレベルの維持・向上に繋がることから、運輸系統の社員は、駅・車掌・運転士の三職種全てを習熟することが望ましいという基本理念を持っています。また、職種の習熟順序については、まず、集団作業を習熟し、後に一対一でのお客様に接する仕事、その後安全・安定輸送に直結する仕事を習熟することがよいとの考えから、駅Ⅱ↓車掌Ⅱ↓運転士Ⅱ↓の順とされています。・・・そこで、この基本理念を踏襲しつつ、昇進と、乗務員養成の切り離し、駅・車掌・運転士の手当の見直しを行った上で、全員が駅・車掌・運転士業務を習熟し、乗務員経験者が駅に異動することで駅、指導層の確保を図り、諸課題の解決を図ることとします。」とある。

この制度は本人の同意なしに強制的に業務内容、職場は配属が指定されることである。今日までは、「俺は駅業務が一番あっている。駅業務が好きだ」「私は旅客業務がむいてるので車掌になりたい」「俺は人との係わりが苦手だから運転士の道を歩く」という、自分の性格・希望により職務を選択してきた。ここに「やる気・意欲・精通

・誇り・知識の向上への努力」等、必然的に結びついてきたが、「社員運用」の強引なやり方は、「やらされている」との意識からの出発にならざるを得ない。

「私は運転士になりたくない」「私は車掌になりたくない」と言うことで若年退職していく労働者が出ている。この制度で運転士として乗務する人が生まれてきているが、会社の言う（事故）が多発している。彼らから聞こえる声は（俺もやるんでは）とのおもいで、異常な精神状態で運転してます。駅から無理矢理運転士にさせられて、モチベーションは下がるだけ。駅にいれば事故は起こさなかったのにとの思いもある。この制度はおかしい」と制度の矛盾を的確に指摘している。何よりも、運転士と車掌、駅業務の仕事はそれぞれに特徴のある職種であり、独立したものと長年の経験を通して成熟した業務遂行が出来ると言いたい。（葛西会長も述べている）。「相互緊密に関連している」と言うが鉄道業務は全ての職種が関連している。運転士は車両の点検・修繕職場から採用されてきたのが歴史である。これこそ「緊密な相互関係」と言えるのではないのだろうか。

この制度は、「安全・安定輸送の確保」とあるが「社員を本人同意なしに運用出来ることを制度化したのみである」といえる。まさに、一人一人の労働者を最も効率的に働かせるかを目的化していると言える。資本主義的合理化の本質を実行している。運転士の車掌化も同質の制度である。

これまで、「合理化」の推移を乗組み基準・行路の内容・手当・社員運用等を通して説明してきた。そして、そのことが「利潤拡大」を最優先にしたものであり「安全輸送」は言葉を付け加えたものとなっていることを証明してきた。その犠牲はまさに「労働者」への「労働強化・低賃金化」として具体的に表れていることを見てきた。「安全第一」と言いながら、現実には要員削減による労働密度の強化であり、低賃金化であることが明白であり、何よりも安全性が低下してきていることである。

身近な合理化攻撃が「日常的」に労働者に襲いかかっている

労働強化 安全問題はまさに合理化問題と言える。大きな合理化施策だけでなく日常的にも、より具体的に労働者へ労働強化として表れている。

時間外労働がまかり通っている職場。乗務の疲労だけではない、QC・提案では休日に職場に来て知恵を絞っている。早い明けの人から、「今日もQCで帰れないんだ」と嘆く声が耳に入る。仕事以上に力を入れている労働者もいる。そのことが、会社の評価としての見方になっている。「新賃金制度導入で今以上の参加が求められるようになった」

担当助役が決められているが、出勤前に担当助役の所に行き、「今日の要注意点、職場の出来事」など話し合い「はんこ」を押してもらおうようになっていく（取り組まない労働者もいる）。当然早めの出勤となる。

要員、そして疲労 要員問題は深刻だ。特に年休問題は乗務員職場の大きな問題となっている。疲労がたまって休みたくても休めない。あげくに休日出勤の協力。会社は、

休日に働くことを奨励している。(休日出勤名簿を作成し希望日に記入する)。低賃金で休日出勤による賃金アップを願うのは切実な気持ちであるが、会社は、疲労度が安全運行に支障をきたすことが常識と考えるのであれば、安全運行を最優先させるのであれば「休日出勤拒否」があっても奨励することは許されない。

「知識・技量アップ」についても時間外サービス労働が蔓延している。運転士は、「技術勉強会」「シミュレーションラリー」など、車掌では車内放送、車内発券機のパワーを高める勉強会が行われている。多くの乗務員が参加している。時間内の「定期訓練」は「不断の勉強を見るための試験化」になっている。「訓練」とは名ばかりの状況になっている。

「疲れ」は集中力と不可分である。「プロ意識」とか「仕事モードへの切り替え」とか「基本動作の徹底」というが、人間は「疲労」には勝てない。日常の中でこの「疲労」が具体的にどの様に蓄積されてきているか、このことを問題にしていくなことが労働組合の「安全対策」に欠かせない。

組合間差別 組合間差別も大きな問題である。西日本・東海は集中的に「旧労系」の組合員に異常な対応で望んでいる。国労、ユニオン労組員も選別されながら「いい子・悪い子」となっている。安全问题よりも労務管理優先がここにもある。

再教育 「ミス」に対する「再教育」は乗務員に大きなプレッシャーとなっている。どの様な小さな「ミス」も許されない状況がつけられている。運転士では、学科(二科目)・運転整備・シミュレーター・運転の五科目が課せられている。

一つの例として、列車には全て「列車番号」が付いている。一八二四Aの設定を一八四二Aに誤って設定した。翌日から運転士としての乗務につけない。車掌業務のみの乗務に指定され、月一回の再教育試験を受ける。学科(二科目とも七〇点以上で合格)が合格するまで続く、学科合格後に運転整備の再教育試験を受ける(七〇点以上)、合格すると、本線運転(七〇点以上)合格でやっと運転士の乗務が許される。

車両故障の処置についても、一瞬の間違いも許されない(処置の途中で間違いに気づき正しい処置に戻った)。この場合は「責任事故」にはならない。「再教育試験」を受けさせることは出来ない。しかし会社は許さない。シミュレーターによる(何種類かの故障を出して的確に処置出来るか見る)確認をする。まず出来ないと言っている。そこで、未熟と判断して、「再教育試験」へと導いていく。当然、運転士としての乗務は出来ない。

一分以上の遅れを作ると「責任事故」となり、無条件に運転士は降ろされ「再教育」となる。この「再教育」は車掌業務でも同様に行われる。

この「再教育」は、回数と期間が決められている。六回までに合格しないと職名が剥奪されるように決められている。人生が生活がかかっていると云える。

作業ミスに対しての対応については、「再教育」でなく、その事象にあった内容の「一日訓練」で十分であると言いたい。(開業当時から主張である)何故なら、乗務員は年一回必ず、学科と実技の試験を受けて七〇点以上で合格している。十分に知

識と技量はそなわっていると云える。

乗務員にプレッシャーをかけ続ける「再教育」制度は「安全運行」に弊害である。西日本ではこの「再教育」について、福知山線事故以降に国労西日本も含め会社と組合が共同で作り上げている。国労東海も国労西日本の対応を評価している。個人の責任論である「再教育」を労働組合が認めることは、「合理化」の本質を覆い隠すものでもない。

「基本動作」の強要 会社の安全対策、JR連合の安全指針に「基本動作」の必要性が強調されている。「基本動作」はそもそも会社が「事故・ミス」が起こるたびに小手先の対策として作りあげたものである。「事故・ミス」のすべての原因がこの基本動作を怠ったという（基本動作の欠如）個人責任論にもっていく根拠となっている。ここが大きな問題ではないのか。もっと言えば「基本動作」の強要により「個性（長年培ってきた自分なりの方法）・（先輩からの教訓）」を「悪」としてとらえている。もっと、もっと言えば「すべてに基本動作」があることで「作業のポイント（これが大事）」が欠落してしまっていることである。

具体的には、電車は編成・車両数・天候・その他によりブレーキのききが異なる。乗務員は、長年の経験から「この編成はブレーキのききが良すぎる」と身体で感じている。三両前からブレーキでちょうど良いことを知っているが、「基本動作」として三両からブレーキ三と決められている。かかりすぎるのでその後のブレーキにとまどう事となる。しかしブレーキ三でない会社は指摘を受けることとなる。

一つの例であるが、この様に理にかなってない事柄が多すぎる。もう一例言えば、ホーム侵入時に当然前方注視し、乗客の動向を気にする。「基本動作」では、「速度が四〇キロでATC確認ボタンに手を添え、三〇キロ以下で確認ボタンを押す」となっている。速度を気にしなければならず、前方注視がおろそかになる。ホーム侵入時にATC確認ボタンを押しても何にも問題でない。昔ながらの運転士はそうしてきた。先日、三〇キロになる前から確認ボタンを押しているとして、指導科長に呼び出され「対策シート」を書かされた運転士がいた。新幹線はICカードの挿入が義務づけられている。運転情報を表示する事で運転士に情報提供しているが、運転士の全ての動作も記憶され、助役が添乗しなくても、ICカードを見ることで確認が出来る。三〇キロ前に確認ボタンを押していることは、このIC確認で指摘された。ICによる監視の強化が図られている。

停止しない駅に停止してしまった「事故事例」をあげたが、会社は「彼は不断から基本動作をきちんと守ってきてる運転士だ」と言っている。「基本動作」よりも「疲れない労働条件」作りが最優先課題ではないのか。

まとめ 会社と労働者は相容れない関係である

会社は口では「安全・安定輸送」が最優先と言うが、現実に行っているのは「合理化」による利潤追求である。要員削減・低賃金化である。そのことが劣悪な労働条件として、働く者に精神的苦痛と疲労の増大をもたらしている。そこからくる「事故・

ミス」について、プロ意識の欠如・注意力の欠如・基本動作の欠如・知識・技量の欠如による個人責任への転嫁である。そして、処分・「再教育」でかたづけようとしている。

労働組合が、会社の土俵で議論すれば、JR西日本会社のように、会社と労働組合が合同で「再教育」を決めることとなる。ここには「個人の責任論」が最優先され、「合理化」への闘いには結びつかない。

「社員である以上会社の発展を願うのは当然」、この言葉は、国労のある地方本部大会における地本委員長の挨拶である。会社の発展が労働者の犠牲の上に成り立っている事を徹底して勉強してきた地本委員長である。会社の発展を願う事を優先にすれば当然「働く者の犠牲」に目をつぶるしかない。「合理化」という言葉、「闘う」という言葉が方針書から消えるのはうなずける。

JR会社で真剣に真つ向から「反合理化」の日常闘争を提起している組合はない。東海・西日本では、旧動労が徹底して抵抗しているが、時として労働者を裏切るこの組合は信用することが出来ない。ここから導き出される結論は「JRは不安全な会社」と言うしかない。

会社と労働組合は、労働者は、相容れない関係であるとの「資本主義的合理化」の本質を改め勉強する必要がある。これは、「少数組合になったから」とか、「会社から相手にされるため」には関係ない。資本主義社会の宿命として労働者一人一人への搾取の強化が行われているという事である。

労働組合の任務は、資本主義の現実が表れる現場の具体的な扱われさま。「人間性の否定」を一つ一つ取り上げて宣伝・煽動（ニュース・掲示板の活用等）することである。暴露することである。サービス労働はさせない取り組みである。そして、「疲労・精神的苦痛」の実態から「これでは安全が守れない」との宣伝煽動（共闘の仲間を広げたり・駅頭での宣伝・新聞投書等々工夫して）を様々なところに広めていくことである。これらの取り組みが「会社に物言える」環境を生み出すし、人間性の回復が作られる。何よりも、組合への信頼が回復出来ると言える。日常の「反合理化」の取り組みが「JRの安全」を守る近道とも言える。身近な出来るところから、今から始めよう。

（大山 三郎）

労災病院を高次脳機能障害センターに

― 第四三回三池大災害抗議集会 ―

一九六三年十一月九日、三池炭鉱三川坑で炭じん大爆発が発生し、働いていた四五八名の尊い生命が奪われ、八三九名が一酸化炭素（CO）中毒症に被災する大惨事が発生しました。

その日から本年十一月九日で四三周年を迎えます。これまで私たちは三井資本や自民党政府への責任追及の闘いをすすめ、三井鉱山の企業責任を社会的に明確にする（一九九三年三月福岡地裁判決）ことができませんでしたものの、三池炭鉱をはじめ全国の炭

鉦を閉山していくなかで政府は、厚生省管轄の大牟田労災病院（ＣＯ中毒患者が入院している）を本年三月末日で廃止を強行してきました。

したがってＣＯ被災者の会をはじめ、入院患者家族、労災労働組合、三池ＣＯ現地共闘会議、機能障害（脳梗塞など）の外來患者含めて廃止反対連絡会議を組織し、数回にわたる抗議集会や厚生労働省と二〇回の集団交渉を積み上げ、連絡会議の要求（を十月末日までに実施する「確認言」と「メモ」（別紙）を取り交わすことができました。

しかし約束はしたものの厚生労働省は約束を実現していません。したがって私たちのこの集会では、今後の闘いをさらに発展させるために、五〇年間闘いつづけ世界の水俣病に発展している現状の闘いに学ぶため、ビデオ（水俣病五〇年の闘い）上映と、熊本学園大学花田教授に「水俣病と三池」の講演、労災労働組合委員長に「闘いの経過」と「これからの課題」について講演を願い、とくに連絡会議の要求の一つである労災病院を高次脳機能障害のセンターとしての要求実現にむけての課題について提起をいただいたのです。

この後、被災者の会事務局長の清水栄子氏より決意を行い、最後に人間らしく働き生活できる社会をめざし闘いを強化し、来年の第四四回集会を一年間の闘いの集約の場と出来るよう頑張っていこうと、集会参加者全体で確認し閉会することが出来ました。（二〇〇六年十一月九日 三池ＣＯ現地共闘会議 宮崎 勝）

◇資料◇ 確認メモ

厚生労働省労働基準局労災補償部と大牟田労災病院廃止反対連絡会議は、平成一八年三月九日確認書に関して、下記事項について確認する。

記

- 1、確認書２―②について、医療型療養病棟での運営となる場合は、充実した医療および手厚い看護体制を確保する。
- 2、確認書２―④について、４診療科の常勤医師については、二〇〇六年一〇月をメドとして進められる一〇〇床体制となるまでに配置する。
- 3、確認書３―②について、合併症等で治療を要する場合は、手術等を必要とする場合は除き決して他院をたらい回しすることなく極力当院で治療を行うこと。
- 4、確認書３―③について、現在提起されている付き添いの配置及び洗濯の問題が存在することを確認し、解決に向けた対応を行う。
- 5、確認書３―④について、一昨年整理解雇された職員の就職希望者については、一〇〇床体制となることを踏まえ雇用に配慮する。
- 6、確認書３―⑤について、高次脳機能障害に対する国の施策において、現時点では国が主体となってセンター等施設を設置することは考えておらず、都道府県単位の支援事業として実施することとしており、これら施策の現状を踏まえ、これに参加して地域医療への貫徹を目指すことが重要であることから「地域医療に貢献するため高次脳機能障害の中核的医療機関を目指す」とする。

「ぼくは重度障がい者、でも心は自由」と原告の鈴木さん

―「移動介護費」制限は違法の判決―

昨日とはうって変わった陽射しのもと、十一月二十九日午後一時十分、東京地裁七二二号法廷の傍聴席は満席となった。

車椅子の方、白杖の方、気分が安定しづらい方、みな固唾を飲んで待った。

主文「原告の訴えを脚下する。裁判の費用は原告の負担とする。」杉原裁判長の声に傍聴席から怒号が起きた。「不当判決！不当判決！」「横暴だ！」しかし、裁判長は、「全部聴いてください」と二度傍聴席を制止、大田区の行為は違法であり、社会通念上許されないことと言い切った。うなだれる被告席の区職員。

裁判長はさらに続けた、「障害者自立支援法等に基づく処分に当たっては、処分行政庁において、同法の趣旨及び目的並びに前記の判断の内容（※大田区の処分が社会通念上、違法であり、裁量権の逸脱であり、濫用とした裁判所の判断）を踏まえ、同法の運用を適切に行うことが期待される。」

傍聴席に、今度は困惑した空気が漂った。所謂「門前払い」ではなかった。

「不当判決」と掲げればよいのか？「勝利」と掲げればよいのか？と藤岡弁護士に問う支援者。

退廷後、地裁前の路上で藤岡弁護士は、「実質は勝ちだ！」とほとんどが裁判所の判断の説明に割かれた全二八ページの判決文を掲げた。

原告の鈴木敬治さんは、丁寧に支援者へのお礼を述べた後、「一人ひとり生活はみんな違います。国や役所は一人ひとりに必要な介助を保障しなければなりません。大田区長は大田区に貢献のあった特別な人だけにたくさん保障してあげますよと言います。これは差別です。（※鈴木氏は自ら、所謂貢献した人の待遇を拒否した。）特別な人は生きられて、そうでない人は死んでよいというのですか？」と西野区政の不当を訴えた。

さらに、「変だと思いませんか？国や役所は障害者福祉に予算がかかりすぎるから削らなければと言います。それなら、イラク戦争に自衛隊を送って何百億も使い、沖繩のアメリカ軍に何兆円も使っているのをどう説明してくれるのでしょうか？人殺しにお金を使うならば、人が幸せになるためにお金を使うべきだと思います。苦しめられているのは、障害者だけではありません。医療も教育もどんどん削られています。お年寄りの介護保険は元々少ないのに益々削られています。」と福祉・医療・教育の切り捨てへの拭いされない疑念を吐露した。

場所を弁護士会館へ移しての集会の席上、藤岡弁護士は、「主文で勝てなかったことには落胆したが、中身については、シンパシーが得られた。裁判中に法の改廃がなければ完全勝利。準拠法が無くなれば裁判の根拠が無くなるというなら、なんのための行政訴訟か？行政訴訟の限界を感じる。ほとんどの自治体が上限事項を取り入れている現状は厳しいが、今日の判決で得られた中身を利用して自立支援法の不利益について不服申し立てをする目途を探ることもできると思う。介助の必要時間は個別勘

案であることは、自立支援法でもほぼ同様なので、この論点でいけるのではないかと
思う。」と展望を語った。

鈴木敬治さんの言葉で心が一杯になるほど感動した言葉がある。「大田区が僕の社
会参加の外出を削ったから、逆に僕は社会参加としてこの闘いに立上がりました。多
くの区の職員は上の決めたことに従うしかないとしばられています。逆に僕は重度障
害者ですが、正しいこと間違っていることをはっきり言うことができます。心の中は
自由なんです。これは本当に幸せなこと。」

「辛酸佳境二入ル」とは田中正造翁の言葉だ。良心的にイラク行きを拒否した米兵
カミロー・メヒア氏は、獄中で「自由な人として、僕は獄中に居る。」と語った。こ
の二人と似た自由への爽やかな意志を感じさせる人だ。

自立支援法施行から二か月、全国の障害者の闘いは続いている。

(弁護士会館にて 十一月二十九日午後四時記す、鴉田 昭裕・ホームヘルパー)

こんな足だけどころに行ってみたいのさ

ーホームページ「鈴木敬治さんのエッセイと詩」よりー

コーヒーを飲みながら
いやなことばかり 考えていたら
あのひとが おれの耳に
そっとささやいてくれたのさ
もっと自分に 自信をもて
だけどやっばり あわれな俺さ

俺だってほんとうは
冗談ぐらいいってみたいのさ
仕事だって おもいつきり
はたらいてみたい気はあるさ
もっと明るく いきてみたい
だけどやっばり だめな俺さ

私は重度の脳性マヒです。現在アパートで一人暮らしをしています。この詩はもう十年以上も前、
自立を切望しながらうまくいかず、いろいろ迷い悩んでいたころの、いわば僕自身の自画像です。

障がい者にとっての「自立」 障害者にとっての「自立」には、大きく二つあると思います。一つ
は、家庭内での自立。二つめは、家族との生活を離れて独立すること。

家庭内での自立については、二十歳を過ぎて成人に達している場合は、自分が何をしたいか、何
をなすべきかの行動選択を主体的に選びとる自由を獲得したいのですが、この一見なにげないこと
が障害者にとってはかなり難しい面があります。大人になれば、多少はお酒を飲む機会もあります
し、外で友だちと会って帰宅の時間がふだんより少し遅くなることだってあります。家族、まして
や親なら気がかりで心配するでしょう。それはわかりますが「おまえは世間なみの身体じゃないん
だから——」と、必要以上に干渉されると、つい口ごたえの一つも出てしまいます。いちいち干渉
(心配?)されるのがいやさに、自分の意志を抑えて従順なイイコになれば家族は安心するでしょ
うが、自立への道を自ら放棄してしまうことにもなりかねないのです。自分が何を望み、どこまで
自分の力で行動できるかは、やはり家族との兼ねあいの中で常に主張し続けていくしかないように
思います。

二番目の「独立」に関して、私の場合には「あなた一人では危ないよ」と言われ続けてきまし

た。家族だけではなしに、学校で施設で、あらゆるところで……。言葉も身体も不自由ですから、ちいさい時からいろんな人の手をかりなければならなかったことは確かですし、感謝もしているのですが、障害者も生きる権利は同じです。

千鳥足のような、こんな足でもいろんなところへ行ってみたいし、つまずきころんでもひとり歩きしたいという気持ちは、ごく自然な欲求なのだ、ぼく自身は思っています。たとえ善意にしても、とやかく言われることに屈して自立をあきらめれば、人間らしく生きようという意欲さえ喪失してしまふことになるのです。

つきまとう「世間体」 アパートの生活にはいつて九年目になりました。はじめの頃は何もできなくて、まわりの人にやってもらいました。とくにお風呂屋さんで一人で湯ぶねに入ることが出来なくて、「おねがいします」と声をかけて手伝ってもらっていました。今では自分で出来るようになってきました。まわりの人は、危なくないか、それとなく見守ってくれています。たまには背中を流してくれる人もいます。そんな時にはいろいろな話ができて楽しくなります。

「共に生きる」ということは、こういうことを言うのではないかと思えます。よくテレビや新聞などで、「共に生きる」とカッコいいことを言いますが、誰かエライ人からの押しつけや義務感からではなく、自然に生まれる気持ちこそ大切だと思います。

ぼくの親は米屋です。二歳下と五歳下に妹がいます。二人とも結婚して、現在実家には両親だけです。

ぼくは生まれてから小学校六年生ぐらいまで歩けませんでした。一九六〇（昭和三五）年に、世田谷区松原にある光明養護学校に入学しました。この学校は肢体不自由児のための学校で、当時、東京都にはこの他に北区王子のほうに、病院と学校がくっついた形の施設が一つあるぐらいで遠くて不便でもそれ以外に選択の道がなかったのです。また、当時は現在のようなボランティアも皆無で通学にはアルバイトの人にお金を払って付き添ってもらいました。アルバイトの人の都合や自分の身体の不調などが重なって、学校へはあまり行っていないです。

そのころ街に出ると「またびっこが来た」と、よく指さされました。くやししいし、情けなかったです。けれど大きくなるにつれて、さらにもっといやな思いをすることが多くなりました。

いやなことが多い中で、ぼくにとつて忘れられない楽しかった唯一の経験、それは一九七七年、二十五歳のときに「日本身体障害者スキー協会」主催で行われたカナダ旅行に参加できたことです。五歳下の妹が介助人として同行してくれました。

「バンクーバーの美しい町を彼女とデートしたい……」恋人はいなかったけど、いたらどんなにステキだろうと、かっつてにロマンチックな想いにひたつたりしました。

僕の いちばん好きな季節は

真白い 冬の世界だ

ゴウゴウと降り注ぐ 白い雪が好きだ

とても楽しくて 胸が踊り出す

転んだら 雪が助けてくれる

いつまでも そこに寝ころんでいたい

・・・・・・そして 一人で起き上がるんだ

早く冬になつてくれ

冬は僕を楽しくする 人を強くする

白い世界が まちどうしい

それから三年後、カナダに同行してくれた妹が結婚しました。結婚式には出席できませんでしたが、障害者の僕を親が世間体が悪いと気にしたからです。上の妹の時には僕が怒って式に出してもらったのですが――。

四日市に住んでいる上の妹のところへ遊びにいった時のこと、彼女の子どもたちが僕に悪たいをつけてはやしたてるのを見て、「もう来てほしくない」と妹が言うのです。帰ってから親にもそのことを念押しされる始末でした。親がこれまで苦労して育ててくれたことは認めますが、どうしても世間体を気にしすぎるように思います。

障害者への理解を広く求めるために運動している人もたくさんおりますが、一番身近な家族とか地域の人たちに、どうわかってもらおうか——、アパートへの入居ひとつをとってみても、そのことが結構大きく影響してきます。

<http://suzukikeiji.hp.infoseek.co.jp/suzukihitori.htm>

◇ 読者からのおたより ◇

障がい者の運動 「障害者ネットワーク」『総批判・障がい者自立支援法・就労支援』のパンフレットに障害者自立支援批判の原稿を書かせてもらいました。介護保険法改正も含めて、社会福祉施設の後退は目に余るものがあります。障がい者の運動に学びながら、取り組みを強める必要があります。

(太田・S)

編集部より パンフレットは「共に生きる情報ネットワーク」単価五百円。お申し込み、お問い合わせは労働運動センター。 TEL03-5820-2070 FAX03-5820-2080

党派こえ二千人 十一月二日、教育基本法改悪反対緊急道南集会（函館、渡島、檜山）があり、党派をこえて二千名が参加し、寒いなか集会とデモ行進をして市民に訴えました。

(函館・M)

編集部より 教基法改悪反対運動、全国的によりやく火がついたとの感じです。十二月八日には日教組を中心に日比谷野外音楽堂で一人規模の集会が行われます。私も取材を兼ねて参加の予定です。障がい者の皆さんも一昨年来、自立支援法に反対し、日比谷野音などで集会とデモなど大行動を連続してとり組み、十月三十一日には見直しを求めて日比谷野音に一万五千人、すごい熱気でした。「障害者自立支援法の緊急要望」の署名活動もはじめ、国会も動き出しました。

郵政ユニオン新潟支部 権利の全通を受け継ぐ「郵政ユニオン新潟支部」の第三回大会が十月一日開かれました。同ユニオンは〇二年九月に創立。四年前の全通からの分離独立は二名からスタート。「統制処分」などの困難を抱えながら、郵政公社への移行、民営化攻撃に伴う理不尽かつまた殺人的な労働条件の導入の中で三名の新しい仲間を迎え、今回の大会となりました。議論は①郵政職場の実態、②強制配転、③成果主義人事評価、④ゆうパック、⑤自爆営業等を中心に、組合の討論はかくあつて欲しいと思われる率直な意見がたたかわされました。

(新潟・X)

編集部より たった二人から始めた組合、二・五倍に。まずはおめでとう。さらに仲間を増やして。そして核をつくってよ。

新加入 A子さんが七月末にユニオンとちかに加入しました。五年勤続にもかかわらず、年次有給休暇が与えられていないという職場です（労基法違反です）。働きやすい職場を作るためがんばりましょう。皆さんの周りにも、年次有給休暇がないなどの仲間はいませんか？ ユニオンとちかが相談のりります。

(帯広・ユニオンとちか)

編集部より 地域ユニオン元気で発展中です。しばらくうかがっていないから、ぜひいきたい。**タウンミーティングはやらせ?** 小泉前首相を支えていたTM（タウンミーティング）がやらせだったと判明。当時の官房長官だった安倍首相の責任は？「首相もやらせだから責任はない」とは、よもや言わないでしょうか。高額（常識はずれの）謝礼まで払って、あれは「やらせ」でなく、得意技の「買収」では？

(佐賀・N)

編集部より 「買収」、おっしゃるとおり。「やらせ」はマスコミ界では日常。NHKの生番組でも。スジ書き、シナリオに沿って番組はつくられます。政府方針と異なる意見はカットです。

(山梨・W)

楽しみ 十一月三〇日の最終講座を楽しみにしています。

(山梨・W)

編集部より 誌代ありがとうございます。私も楽しみ。

(国労・K)

編集部より 鉄建公団、鉄道運輸機構、損賠、そして国労本部の新しい裁判（十二月五日提訴、首切り撤回でなくその補償を求めるもの）と多くの裁判がつづきます。ていねいな宣伝と熱心な呼びかけが求められます。

パワフルな情報 送金遅れてすみませんでした。ようやく集金できました。今後ともパワフルな情報のケイサイを期待しています。

(新潟・O)

編集部より 入金ありがとうございます。心から感謝。お手数かけます。どんな記事をどのようにのつけるか悪戦苦闘しています。要望、注文いただければ嬉しい。